

臨時レポート

# トランプ大統領 イラン核合意離脱を表明

## イランが核開発の動きを強めれば中東情勢が不安定化する懸念も

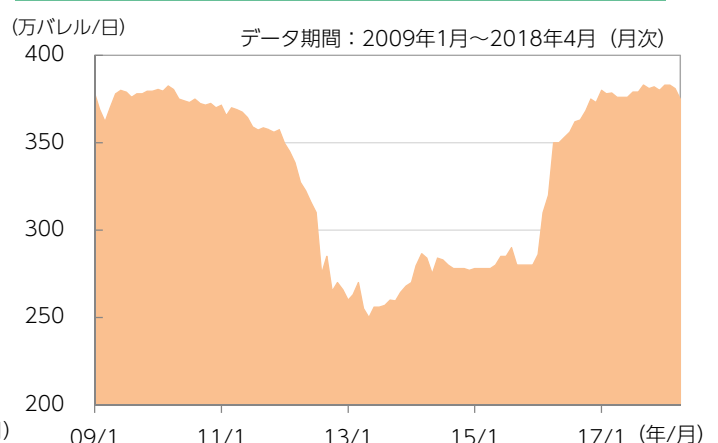
- ▶ トランプ大統領は5月8日、2015年7月に締結したイラン核合意から離脱することを表明。同合意により解除していた制裁をすべて再開すると発表。
- ▶ 米国以外の核合意参加国が制裁解除を続ける方針であること、米国のイラン原油の輸入量がゼロであること等を考慮すると、原油供給に与える影響は限定的か。但し、イランが核開発の動きを強めれば、地政学リスクとして世界の金融・為替市場に悪影響を及ぼすことも想定される。

- トランプ大統領は5月8日、イランが核兵器を持たないよう2015年7月に欧米やロシア等6カ国がイランと結んだ核合意（包括的共同作業計画：JCPOA、以下核合意）から離脱するとの声明を発表しました。同時に、核合意に基づいて解除していた制裁を全て再開することを明らかにしました。トランプ大統領はオバマ前政権が結んだ核合意が弾道ミサイル開発やテロ組織支援に対する制限を対象としていないこと、最低10年間とされる合意期間が終了する2025年以降に段階的に核開発に課された制限が緩和される等の欠陥があるとして、核合意からの離脱を選挙公約に掲げていました。イランの中央銀行と取引する金融機関やイランの石油輸出に関わる制裁解除を継続するかの判断については120日毎に大統領の署名が求められており、その期限が5月12日に迫っていましたが、トランプ大統領はその期限が到来する前に離脱を表明しました。フランス等米国を除く合意参加国が代替案を提示するなどして離脱を思い留まるよう働きかけていましたが、トランプ大統領は11月の中間選挙を睨み、公約の実行を優先させたようです。米財務省によると、制裁対象によって90日（8月6日まで）、180日（11月4日まで）の猶予期間が設けられており、その間にイランとの取引を中止しない企業等は制裁の対象になるとされています。尚、英仏独の首脳はトランプ大統領の表明後、核合意を今後も履行するとの共同声明を発表しています。またイランのロウハニ大統領はウラン濃縮等核開発に関する活動の再開を示唆すると共に、米国以外の国とは核合意を継続すると述べています。
- 原油（WTI先物）価格は、5月7日に同イラン情勢を巡る思惑等で約3年5ヵ月ぶりに1バレル70ドル台を突破しました。離脱表明のあった8日は、当面の目標達成感からの利益確定の売り等に押され、前日比2.4%安で引けました。尚、9日のアジア市場では一時1バレル70ドル台を回復しています。
- 欧米の制裁等で一時日量260万バレル程度まで落ち込んでいたイランの原油生産は、足元では制裁前水準である日量380万バレル程度まで回復しています。米国を除く合意参加国が制裁解除を継続すること、米国のイランからの原油輸入量がゼロ（2017年）であること、米シェールオイルのリグ稼働数が増加傾向にあること等を考慮すると、石油供給が直ちに大きく減少するおそれは少ないものと考えます。但し、イランが対抗措置として核開発の動きを強める場合には中東情勢の不安定化等により地政学リスクが高まり、原油価格の一段の上昇やインフレ懸念による金利上昇等を招く可能性もあります。

図表1：原油（WTI先物）価格推移



図表2：イランの原油生産量推移



出所) 図表1～2はCEIC、ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成

## 【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

## &lt;設定・運用&gt;



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>